

箱根町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【素案】



令和5年11月

箱根町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 障がいのある人等を取り巻く現状	4
1 人口等のようす	4
（1）総人口等	4
（2）身体障がい者の状況	5
（3）知的障がい者の状況	6
（4）精神障がい者の状況	7
4 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量	8
（1）令和8年度の成果目標	8
（2）障がい福祉サービス等の見込量	12
（3）相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組	20
（4）発達障がい者等に対する支援	21
（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	22
（6）障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	23
（7）障がい児支援	24
（8）地域生活支援事業	26
（9）障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業	31
（10）障がい福祉サービス見込量一覧	32
5 計画の推進に向けて	34
6 計画の進捗状況の点検及び評価	35

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

■□ 本町における計画の策定 □■

本町は、令和3年に障害者基本法に基づく「箱根町第4期障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「箱根町第6期障がい福祉計画」と、児童福祉法に基づく「第2期障がい児福祉計画」を一体で策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

そして今回、「箱根町第6期障がい福祉計画」と「箱根町第2期障がい児福祉計画」が令和5年度で計画期間の終了を迎えるため、国の基本指針に基づいて「箱根町第7期障がい福祉計画」と「箱根町第3期障がい児福祉計画」を策定しました。この新しい計画に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法および児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

国の計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」が掲げられており、障がい者自身による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。

また、神奈川県では、平成28年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、これを「ともに生きる社会」の実現を目指す県政の基本的な理念としました。令和5年4月に「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定するとしています。

今回、町が策定する「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」においても、障がいの有無に関わらず、すべての住民の権利が守られ、自己決定を尊重し、いきいきと自分らしく暮らせる、地域共生社会の実現を目指した施策を展開します。

2 計画の位置づけ

- ◆ 本町では、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」の性格を併せ持ちます。
- ◆ 国及び県それぞれが策定した関連の計画等や、町が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

<障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画>

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第 11 条第 3 項）	障害者総合支援法（第 88 条第 1 項）	児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）
おもな内容	障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める	障がい福祉サービス等の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3 年を 1 期	

3 計画の構成と期間

本計画の期間は、次のとおりです。

なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針により3年を1期として策定することとされています。

第4期障がい者計画	令和3年度～8年度(6年間)
第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画	令和6年度～8年度(3年間)

～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次地域福祉計画 (平成28～令和2年度)	第3次地域福祉計画					
第3期障がい者計画 (平成27～令和2年度)	第4期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画 (平成30～令和2年度)	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画 (平成30～令和2年度)	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

第2章 障がいのある人等を取り巻く現状

1 人口等のようす

(1) 総人口等

住民基本台帳人口による総人口は、減少傾向で推移しており、年齢3区分別の内訳をみると、0～14歳の年少人口は平成30年比75.6%減と、20%以上の減少となっているほか、15～64歳の生産年齢人口は平成30年比92.6%減、65歳以上の老年人口も令和2年以降は減少に転じています。

年齢3区分別の構成比は、令和4年度末時点で年少人口が5.9%まで低下している一方、老年人口は37.9%まで上昇しており、老年人口の構成比（高齢化率）は、全国や県の平均（令和5年1月1日時点 全国29.0%、県25.8%）を大幅に上回る水準です。

■年齢3区分別人口の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	平成30→令和4 伸び率
総人口	人数	11,755	11,535	11,243	11,124	10,928	93.0%
年少人口 (0～14歳)	人数	847	775	720	679	640	75.6%
	構成比	7.2%	6.7%	6.4%	6.1%	5.9%	—
生産年齢人口 (15～64歳)	人数	6,636	6,513	6,265	6,208	6,147	92.6%
	構成比	56.5%	56.5%	55.7%	55.8%	56.3%	—
老年人口 (65歳以上)	人数	4,272	4,247	4,258	4,237	4,141	96.9%
	構成比	36.3%	36.8%	37.9%	38.1%	37.9%	—

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 身体障がい者の状況

令和5年度現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別で見ると、65歳以上が327人で全体の80.3%を占めています。いずれの年齢区分もおおむね減少傾向で推移しています。

等級別では、1級が176人で43.2%、4級が96人で23.6%を占めています。いずれの等級もおおむね減少傾向で推移しています。

障がいの種類別では、肢体不自由が174人で42.8%、内部障がいが172人で42.3%を占めています。

■年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	2	2	1	1	1
18～64歳	89	89	86	81	79
65歳以上	342	354	347	321	327
合計	433	445	434	403	407

■等級別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	176	185	186	173	176
2級	72	71	66	54	54
3級	52	52	52	49	50
4級	98	103	99	97	96
5級	16	15	15	14	14
6級	29	19	16	16	17

■障がいの種類別 身体障害者手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	40	38	37	32	32
聴覚平衡機能障がい	25	29	28	25	26
音声言語そしやく機能障がい	5	5	4	3	3
肢体不自由	200	203	193	174	174
内部障がい	163	170	172	169	172

資料：福祉課（各年度末、令和5年度のみ7月末）

(3) 知的障がい者の状況

令和5年度現在の療育手帳所持者数を年齢別で見ると、18～64歳が75人で全体の68.2%を占めています。

障がいの程度別では、B1（中度）、B2（軽度）の総数が77人で70.0%を占めています。

年齢別・障がいの程度別では、0～17歳、18～39歳、40～64歳はB1、B2の総数がいずれも65%以上を占めている一方、65歳以上はA1（最重度）、A2（重度）の総数が65%以上を占めています。

■年齢別 療育手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	14	17	17	18	20
18～64歳	74	74	77	76	75
65歳以上	20	20	18	15	15
合計	108	111	112	109	110

■障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1	13	13	13	13	13
A2	25	22	24	20	20
B1	33	33	34	31	30
B2	37	43	41	45	47

資料：福祉課（各年度末、令和5年度のみ7月末）

■年齢別・障がいの程度別 療育手帳所持者数 [単位：人]

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
A1	13	1	4	5	3
A2	20	0	5	8	7
B1	30	0	10	16	4
B2	47	19	16	11	1

資料：福祉課（令和5年7月末）

(4) 精神障がい者の状況

令和5年度現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別で見ると、18～64歳が44人で86.2%を占めており、おおむね横ばいで推移しています。

等級別では、2級が28人で54.9%、3級が16人で31.4%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、122人となっており、増加傾向で推移しています。

■年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～17歳	0	0	1	0	0
18～64歳	38	46	46	44	44
65歳以上	4	5	4	7	7
合計	42	51	51	51	51

■等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	6	6	6	6	7
2級	20	27	27	28	28
3級	16	18	18	17	16

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移 [単位：人]

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療 受給者（精神通 院）	98	119	107	113	122

資料：福祉課（各年度末、令和5年度のみ7月末）

4 障がい福祉サービス等の成果目標及び見込量 (第7期箱根町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

(1) 令和8年度の成果目標

国の基本指針に基づき、令和8年度における入所施設からの地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等について、次のとおり成果目標を設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、第6期(令和3～令和5年度)の移行実績はありません。本計画では、次のとおり成果目標を設定します。

■入所施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	14人	障害者入所支援施設
【目標値】(B) 地域生活移行者数	1人 (7.1%)	令和6年度末から令和8年度末までの地域生活移行者の成果目標
令和8年度末の施設入所者数の見込み(C)	13人	令和8年度末の施設入所者数の見込 [(A)の5%以上を削減]
【目標値】(D) 施設入所者数の減少見込	1人	差引減少見込数(A-C)

※18歳以上の障がい児施設入所者のうち、障害者総合支援法に基づく障がい者支援施設として利用される施設の入所者については、この数値目標の対象から除外することとされています。

②地域生活支援拠点等の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応する機能として令和5年度に圏域の1市3町において設置しました。

i 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

ii 緊急時の受け入れ・対応

事前に把握・登録している緊急時に支援が見込めない世帯において、介護者の急病や障がい者の状態変化等のやむを得ない理由による緊急時に、相談機能を担うコーディネーターと連携し、短期入所等の障害福祉サービスを迅速・適切に提供する。

iii 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

iv 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいをもつ者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う。

v 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

以上の5つの機能を複数の機関が分担して担う「面的整備型」により、障がい者の生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制機能の充実を図っていきます。

また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行っていきます。

③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行については、第6期（令和3～令和5年度）の移行実績は、令和3年度に2人、令和4年度に2人です。本計画では、次のとおり成果目標を設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
令和3年度の年間一般就労者数	2人	令和3年度において福祉施設を退所し一般就労した人の数
【目標値】令和8年度の年間一般就労者数	2人	就労移行支援事業等を利用し、令和8年度に一般就労する人の数
【目標値】令和8年度就労移行支援事業における一般就労移行者数	1人	就労移行支援事業を利用し、令和8年度に一般就労する人の数
【目標値】令和8年度の就労継続支援A型事業所における一般就労者数	0人	就労継続A型事業所を利用し、令和8年度に一般就労する人の数
【目標値】令和8年度の就労継続支援B型事業所における一般就労者数	1人	就労継続B型事業所を利用し、令和8年度に一般就労する人の数
令和3年度の年間就労定着支援事業所利用者数	2人	令和3年度において就労定着支援事業所を利用した人の数
【目標値】令和8年度の年間就労定着支援事業所利用者数	2人	就労定着支援事業所を利用する人の数

■就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】

本計画では、町内への事業所の整備を見込みません。

■就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数

本計画では、町内への事業所の整備を見込みません。

④障がい児支援の提供体制の整備

本町には、児童発達支援を実施している事業所がないため、小田原市や御殿場市にある事業所を利用しているのが現状であり、本計画中也、開設される見込みがないことから、今後も近隣の市町および事業者等との連携を図り、必要な支援に努めていきます。

項目	目標等	備考
児童発達支援センター	設置済	圏域（小田原市）に設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制	設置済	圏域（小田原市）に構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所を圏域に設置	放課後等デイサービス事業所は、圏域（小田原市）に設置済
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	設置済	小田原保健福祉事務所に設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	圏域に配置を整備中
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	検討	

⑤相談支援体制の充実・強化等

令和 2 年度に圏域の 1 市 3 町において総合的な相談支援・地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置しており、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

また、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むため各種ニーズに対応する相談支援体制の整備等を促進することを目的として設置されている障害者自立支援協議会の活性化を図り、関係機関と連携し、地域の実情に応じた相談体制を構築していきます。

(2) 障がい福祉サービス等の見込量

【訪問系サービス】

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯・掃除等の家事援助その他の生活全般に関する援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

③同行援護

重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出の際に同行し、移動の援助を行います。

④行動援護

知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数 (時間/月)	135	131	127	141	141	141
人数(人/月)	13	8	9	10	10	10

◆訪問系サービス サービス量の確保のための方策

- 本町には居宅介護事業所が少ないことから、主に小田原市の事業所からサービスの提供を受けています。今後は、事業所の参入促進に努めつつ、目標量の確保を図っていきます。

【日中活動系サービス】

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	548	669	592	574	574	574
人数 (人/月)	28	34	33	32	32	32

②療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)	5	4	3	3	3	3

③自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆数値目標

機能訓練

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

生活訓練

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	32	4	0	23	23	23
人数 (人/月)	2	1	0	1	1	1

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	20	0	0	23	23	46
人数 (人/月)	1	0	0	1	1	2

⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

◆数値目標

A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	22	22	19	19	19	19
人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

B型（非雇成型）

一定の賃金水準のもとでの継続した就労の機会を提供し、雇用への移行に向けた支援を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	230	251	272	290	290	290
人数 (人/月)	13	12	15	16	16	16

⑥就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し指導・助言等を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	2	1	1	1	1	2
人数 (人/月)	2	1	1	1	1	2

⑦就労選択支援【新規】

障がい者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援等を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)					1	1

⑧短期入所（福祉型・医療型）

在宅で介護する人が病気等の場合に、夜間も含めて一時的に施設等で、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

◆数値目標

福祉型

障がい者支援施設等で実施されます。

区 分		利用実績			目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉型	合計日数 (人日/月)	39	21	15	23	23	23
	人数 (人/月)	3	4	2	3	3	3

医療型

病院、診療所、介護老人施設において実施され、遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者および重症心身障がい児・者等が対象です。

区 分		利用実績			目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療型	合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

◆日中活動系サービス サービス量の確保のための方策

- ニーズに対応できるよう、圏域等の事業者との連携を強化しつつ、目標量を確保していきます。

【居住系サービス】

①自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 7年度
人数 (人/月)	27	28	28	28	28	28

③施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)	15	13	13	14	13	13

④地域生活支援拠点等

地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（i相談、ii緊急時の受け入れ・対応、iii体験の機会・場、iv専門的人材の確保・養成、v地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
拠点等 (か所)	0	1	1	1	1	1

◆居住系サービス サービス量の確保のための方策

- 入所施設から地域生活への移行を促進する上で、共同生活援助（グループホーム）は重要な役割を担っています。今後も、グループホーム等を運用する事業者に対して支援を行い、さらに設置促進を図っていきます。
- 地域生活支援拠点等については、圏域で設置しました。

(3) 相談支援及び相談支援体制の充実・強化のための取組

①計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する、すべての障がいのある人が、適切なサービスの種類および内容が受けられるようにサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直し等の支援を行います。

②地域相談支援

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、障がい福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡等の緊急対応を行います。

◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 （人／月）	20	16	12	12	12	12
地域移行支援 （人／年）	0	0	0	0	0	0
地域定着支援 （人／年）	0	0	0	0	0	0
総合的・専門的な 相談支援 （実施有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

◆サービス量の確保のための方策

- 相談支援事業所と連携を図りながら、一人ひとりの状況やニーズにあったサービス等利用計画を作成していけるよう、目標量の確保に努めます。
- 令和2年度に圏域の1市3町で基幹相談支援センターを設置しており、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(4) 発達障がい者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるために、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施を検討していきます。

◆数値目標

区分 (人分)	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

◆サービス量の確保のための方策

- ペアレントメンターを養成し、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援の充実に努めます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会に「精神障害者地域生活支援部会」を設置しています。

◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回/年）	1	2	3	3	3	3
精神障害者の地域移行支援（人/年）	0	0	0	0	0	0
精神障害者の地域定着支援（人/年）	0	0	0	0	0	0
精神障害者の共同生活援助（人/年）	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立生活援助（人/年）	0	0	0	0	0	0

◆サービス量の確保のための方策

- 圏域で連携を図りつつ、精神障がい者の地域における自立生活を支える体制づくりを進めます。

(6) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加等を通じて、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

◆数値目標

区分（人分）	利用実績			目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数(人/年)	0	0	0	1	1	1

◆サービス量の確保のための方策

- 県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加等を図ります。

(7) 障がい児支援

①児童発達支援

障がいのある未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 8年度	令和 5年度
合計日数 (人日/月)	15	24	29	25	25	25
人数 (人/月)	3	5	7	6	6	6

②医療型児童発達支援

児童発達支援において、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要とされる障がいのある未就学児を対象とします。身体状況に応じて医学的な支援も併せて行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	55	49	41	46	46	46
人数 (人/月)	7	5	5	6	6	6

④保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等に定期的に訪問し障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	1	0	0	1	1	1
人数 (人/月)	1	0	0	1	1	1

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)	4	2	2	2	2	2

◆基本的な考え方/サービス量の確保のための方策

- 町内において障がい児のサービスを提供する事業所がなく、利用者は小田原市や御殿場市内の事業所を利用している状況で、保護者の送迎の負担は大変大きくなっています。今後も近隣で重層的な児童発達支援の体制を充実していくとともに、町内への事業所の誘致や参入に努めます。

(8) 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。

②自発的活動支援事業

障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業を実施します。

③相談支援事業

○障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族の相談に応じながら、障がい福祉サービスにかかる情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための必要な援助を行います。相談支援事業所としては、小田原市、真鶴町、湯河原町と共同設置を行い、4事業所に委託しています。

また、令和2年12月に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置しています。

さらに、地域自立支援協議会の運営を通して、相談事業の評価や困難事例への対応、さらには地域における情報共有体制の整備等を行い、適切なサービスの提供・調整に努めます。地域自立支援協議会についても、1市3町で共同設置し専門部会等を設けています。

○市町村相談支援機能強化事業

困難ケースへの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために必要な社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図ります。

○住宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅および民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

◆数値目標

単位：か所

事業名	実施見込か所数					
	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援 機能強化事業	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業 (件)	0	0	0	0	0	0

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用件数 (件/年)	1	1	1	1	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。

◆数値目標

区 分	利用見込み者数					
	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用件数 (件/年)	3	1	1	1	1	1
人数 (人/年)	1	1	1	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

◆数値目標

単位：件/年

事業名	給付等見込み件数					
	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活用具給付等事業						
①介護・訓練支援用具	0	1	0	0	0	0
②自立生活支援用具	2	0	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	3	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	2	3	4	2	2	2
⑤排せつ管理支援用具	122	98	115	138	138	138
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	0	0	0

*⑤のストマ用装具および紙おむつの給付は2か月分を1件として計上

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/月)	5	6	8	8	8	8
合計時間数 (時間/月)	49	50	58	58	58	58

⑨地域活動支援センター事業

障がいのある人に対して創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ります。

小田原市、真鶴町、湯河原町との共同設置を進めており、町内にも1か所の地域活動支援センターがあります。

◆数値目標

事業名		利用実績			目標		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
小田原市、 真鶴町、 湯河原町と 共同設置	利用実人数 (人)	1	2	2	2	2	2
	か所	3	3	3	3	3	3
本町設置 (レインボー)	利用実人数 (人)	5	5	7	6	6	6
	か所	1	1	1	1	1	1

⑩訪問入浴サービス事業

身体障がい者の居宅を訪問し、移動入浴車を派遣して入浴の介護サービスを提供します。

◆数値目標

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人数 (人/年)	0	0	0	0	1	1

⑪日中一時支援事業

在宅で介護する人の就労および一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。

区 分	利用実績			目標		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用回数 (件/月)	9	0	0	5	5	5
利用見込み者数 (人/月)	2	0	0	1	1	1

⑫自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人が自動車運転免許の取得および自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

◆基本的な考え方/サービス量の確保のための方策

- 障がいのある人や家族、関係機関等に対しサービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供することにより、事業の円滑な実施を図るとともに、地域の状況や利用者のニーズを把握して利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

(9) 障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業

在宅で生活する重症心身障がい児（者）、遷延性意識障害者、高次脳機能障害者、行動障がいのある人で、障がい福祉サービスを利用していないか、もしくはなかなか行き届かない人（支援困難ケースや通常の事業所では対応が困難な人）を対象に、県西圏域の市町による地域連携を活用した登録制の生活サポートのための事業として「県西あんしんネット」を実施しています。

主な事業内容としては、居宅介護と短期入所があり、地域拠点となる事業所でサービスを受けることができます。

この事業は平成 23 年度から本格的に開始されたもので、今後は県西圏域の地域連携を強化しサービス提供体制の充実をめざすとともに、事業の周知を図り利用を促進していきます。

(10) 障がい福祉サービス見込量一覧

令和8年度までの障がい福祉サービスの見込量は下表の通りとなります。

	事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	(時間/月)	135	131	127	141	141	141
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護	(人/月)	13	8	9	10	10	10
	重度障害者等包括支援							
日中活動系サービス	生活介護	(人日/月)	548	669	592	574	574	574
		(人/月)	28	34	33	32	32	32
	療養介護	(人/月)	5	4	3	3	3	3
	自立訓練(機能訓練)	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	(人日/月)	32	4	0	23	23	23
		(人/月)	2	1	0	1	1	1
	就労移行支援	(人日/月)	20	0	0	23	23	46
		(人/月)	1	0	0	1	1	2
	就労継続支援(A型)	(人日/月)	22	22	19	19	19	19
		(人/月)	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援(B型)	(人日/月)	230	251	272	290	290	290
		(人/月)	13	12	15	16	16	16
	就労定着支援	(人日/月)	2	1	1	1	1	2
		(人/月)	2	1	1	1	1	2
就労選択支援	(人/月)	—	—	—	—	1	1	
短期入所	福祉型	(人日/月)	39	21	15	23	23	23
		(人/月)	3	4	2	3	3	3
	医療型	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
居住系サービス	自立生活援助	(人/月)	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助	(人/月)	27	28	28	28	28	28
	施設入所支援	(人/月)	15	13	13	14	13	13
	地域生活支援拠点等	(か所)	0	1	1	1	1	1
相談支援	計画相談支援	(人/月)	20	16	12	12	12	12
	地域移行支援	(人/年)	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	(人/年)	0	0	0	0	0	0
	総合的・専門的な相談支援	(実施有無)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障がい児支援	児童発達支援	(人日/月)	15	24	29	21	21	21
		(人/月)	3	5	3	5	5	5
	医療型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0	0	0	0
		(人/月)	0	0	0	0	0	0
	放課後等デイサービス	(人日/月)	55	49	41	46	46	46
		(人/月)	7	5	5	6	6	6
	保育所等訪問支援	(人日/月)	1	0	0	1	1	1
		(人/月)	1	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0	0	0	0	
	(人/月)	0	0	0	0	0	0	
障害児相談支援	(人/月)	4	2	2	2	2	2	

		事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
地域生活支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	(か所)	1	1	1	1	1	1	
		基幹相談支援センター	(か所)	1	1	1	1	1	1	
		市町村相談支援機能強化事業	(か所)	1	1	1	1	1	1	
		住宅入居等支援事業	(件)	0	0	0	0	0	0	
		成年後見制度利用支援事業	(件)	1	1	1	1	1	1	
		意思疎通支援事業	(人)	1	1	1	1	1	1	
	(件)		3	1	1	1	1	1		
		日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	(件)	0	1	0	0	0	0
			自立生活支援用具	(件)	2	0	0	1	1	1
			在宅療養等支援用具	(件)	3	1	1	1	1	1
			情報・意思疎通支援用具	(件)	2	3	4	2	2	2
			排せつ管理支援用具	(件)	122	98	115	138	138	138
			居宅生活動作補助用具	(件)	0	0	0	0	0	0
		移動支援事業	(時間/月)	49	50	58	58	58	58	
			(人/月)	5	6	8	8	8	8	
		地域活動支援センター事業	(か所)	4	4	4	4	4	4	
			(人)	6	7	9	8	8	8	
		訪問入浴サービス事業	(人/年)	0	0	0	0	1	1	
		日中一時支援事業	(件/月)	9	0	0	5	5	5	
			(人/月)	2	0	0	1	1	1	

5 計画の推進に向けて

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画の進捗状況を確認・評価し、「広報はこね」やホームページ等を通じて町民に公表・報告していく必要があります。

(1) 保健・医療・福祉の連携

障がいの重度化や中途障がい者の増加等に伴い、保健・医療・福祉の連携がますます重要になっています。このため、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

(2) 関係機関等との連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体等との連携を強化し、サービスの提供等に努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実等、町単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県等との連携のもとに取り組んでいきます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的なサービスを実現するため、民間の事業者にも働きかけていきます。

(3) 民間企業の参画

障がいのある人が自立した生活を送れるよう、福祉的就労の場の確保を図るとともに、公共職業安定所をはじめとする関係機関と連携し、民間企業における障がい者雇用の啓発・促進に努めます。

(4) 町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解しあうよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や福祉・ボランティア等に関する学習の機会の拡充等により、町民の参画を促進します。

(5) 人材の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠となる専門職員をはじめ、ボランティア等福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

(6) 推進体制の確立

本計画は、保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくり等多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。このため、各担当部署が自己評価を行いながら計画に基づく実施に努めるとともに、その連携強化に努めます。

(7) 国・県に対する要望

本計画の推進にあたっては、国・県等の関係機関との密接な連携・協調が求められています。同時に、保健福祉関係の充実に向けた制度改善と、市町村に対する行財政上の措置について、国・県に対し要望を行います。

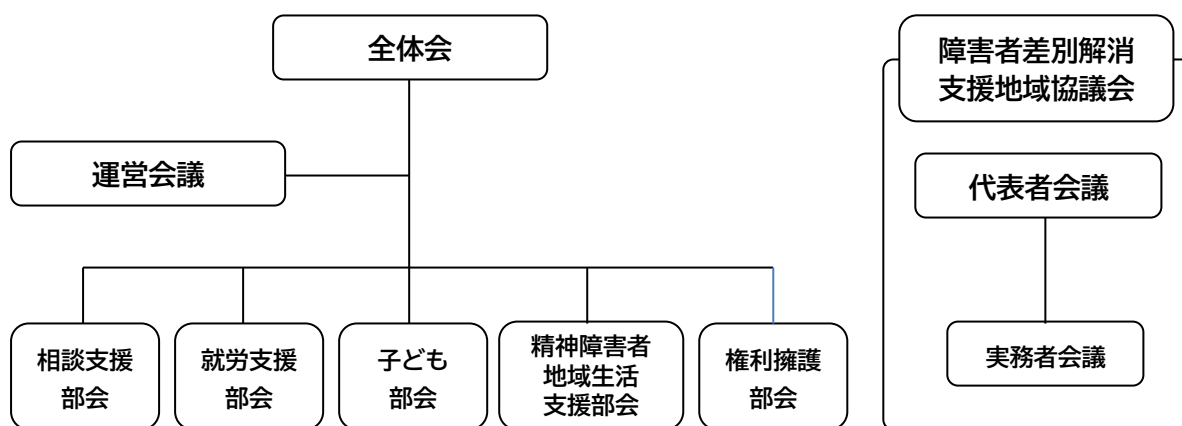
6 計画の進捗状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要となります。

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、定期的に小田原市、真鶴町、湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて関係各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

<箱根町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画>

【案】

令和6年3月

編集・発行：箱根町福祉部福祉課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

電話：0460-85-7790